

奈良県告示第五百三十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十九年三月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域		縦覧場所
区域の名称	区域	区域の名称	区域	
御所市栗阪 （〇〇一） 急傾斜地崩 壊警戒区域	次の平面図 のとおり	御所市栗阪 （〇〇一） 急傾斜地崩 壊特別警戒 区域	次の平面図 のとおり	土砂災害警戒 区域等におけ る土砂災害防 止対策の推進 に関する法律 施行令（平成 十三年政令第 八十四号）第 四条に規定す る衝撃に関す る事項
御所市栗阪 （〇〇二） 急傾斜地崩	次の平面図 のとおり	御所市栗阪 （〇〇二） 急傾斜地崩	次の平面図の とおり	
		奈良県高田 土木事務所 及び御所市 役所土木課	奈良県高田 土木事務所 及び御所市 役所土木課	奈良県高田 土木事務所 及び御所市

壊警戒区域		御所市鳥井戸(〇〇一)急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり		
壊特別警戒区域		御所市鳥井戸(〇〇一)急傾斜地崩壊特別警戒区域	次の平面図のとおり		
			次の平面図のとおり		
			次の平面図のとおり		
役所土木課		奈良県高田土木事務所及び御所市役所土木課			

「次の平面図」は省略し、その図面を奈良県県土マネジメント部砂防・災害対策課及び表の縦覧場所に備え置いて一般の縦覧に供する。